第十五条第一項第一号中「昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）」を「旧国民年金法」に改め、「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号中「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この号、次号及び次項第一号において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）」を削る。

第十八条第一項中「毎年四月一日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）」を「基準日」に、「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

第十九条第一項中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

第二十八条中「次のとおり」を「第十三条の二第一号イからハまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十条中「次のとおり」を「第十三条の二第二号イからハまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十二条中「次のとおり」を「第十三条の二第一号ニからチまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

第三十四条中「次のとおり」を「第十三条の二第二号ニからトまでに掲げる年金たる給付」に改め、同条各号を削る。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「年金生活者支援給付金受給資格者」を「年金生活者支援給付金受給者等」に改める。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第五条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「法第四十三条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、「まで」の下に「及び第四十八条の二（同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。）」を加え、同条の表に次のように加える。

第四十八条の二の見出し	情報収集等業務及び資料提供等業務
第四十八条の二	資料提供等業務
給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等	第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府
総務省令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十九条　法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十六条の二第一項の未支払の特別障害給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	**第五十九条**　法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　同上］ ［号を加える］
五・六　［略］	四・五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の公布の日（令和二年六月五日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令第八号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十六条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。